

# 島本町養育費の履行確保等支援事業実施要綱

(令和 6 年 4 月 1 日)

## (目的)

第1条 この要綱は、養育費の取決めを行う母子家庭の母又は父子家庭の父(以下「ひとり親」という。)に対し、養育費に関する公正証書等の作成に必要な費用及び保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用について、その一部を島本町(以下「町」という。)が支給することにより、養育費の継続した履行確保を図ることを目的とする。

## (対象者)

第2条 対象者は、申請時において、町内に居住するひとり親であって、次に掲げる受給要件を全て満たす者とする。

### (1) 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

- ア 養育費の取決めに係る経費を負担した者
- イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる20歳未満の者(以下「児童」という。)を現に扶養している者
- エ 過去に他自治体を含め、養育費の取決めを交わした同内容の公正証書等に係る補助金等を交付されていない者

### (2) 養育費に係る保証契約における保証料支援事業

- ア 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- イ 養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ウ 養育費の取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- エ 過去に他自治体を含め、同内容の債務名義に係る補助金等を交付されていない者

## (支給対象経費及び支給額)

第3条 支給対象経費は、次に掲げる経費とする。

### (1) 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

- ア 公証人手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人手数料(養育費の取決めに係る部分に限る。)
- イ 家庭裁判所の養育費請求調停及び夫婦関係調整調停(離婚)申立てに要する収入印紙代
- ウ 裁判に要する収入印紙代(離婚請求及び養育費請求の費用に限る。)
- エ 戸籍謄本等添付書類取得費用(養育費に係るものに限る。)
- オ 連絡用の郵便切手代

### (2) 養育費に係る保証契約における保証料支援事業

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要した経費のうち、保証料として本

人が負担した費用（養育費の1カ月分の額を上限とする。）

2 支給額は、次に定める額とする。

(1) 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

前項第1号に定める経費の全額とし、その額が4万円を超える場合は4万円とする。

(2) 養育費に係る保証契約における保証料支援事業

前項第2号に定める経費のうち、本人が負担した費用と5万円のいずれか少ない方の額

(申請)

第4条 支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、島本町養育費の履行確保等支援事業支給申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添付し、公正証書等を作成した日又は養育費保証契約を締結した日の翌日から起算して1年以内に町長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない合理的な理由がある場合は、この限りではない。

2 申請書には、次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

(1) 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業

ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）

ウ 支給対象となる経費の領収書等

エ 養育費の取決めをした文書（公正証書、調停調書、判決書等の債務名義化した文書に限る。以下「取決め文書」という。）の写し

オ その他、町長が必要と認めるもの

(2) 養育費に係る保証契約における保証料支援事業

ア 申請者及び養育費の取決めの対象となる児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

イ 児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合）

ウ 支給対象となる経費の領収書等

エ 取決め文書の写し

オ 保証会社と締結した養育費保証契約書（保証期間は1年以上のものに限る。以下「契約書」という。）の写し

カ その他、町長が必要と認めるもの

3 前項第1号ウ及び第2号ウに規定する領収書等には次に掲げる内容が記載されているものとする。ただし、郵便局及び官公署が発行する領収書並びにレシートについては、この限りではない。

(1) 宛先

(2) 領収年月日

- (3) 領収金額
  - (4) 取引内容
  - (5) 領収者の住所及び氏名、領収印
- 4 第2項第1号エ及び第2号エに規定する取決め文書には次に掲げる内容が記載されているものとする。ただし、第2号については公正証書に限る。
- (1) 養育費の取決め
  - (2) 強制執行認諾約款
- 5 第2項第2号オに規定する契約書には次に掲げる内容が記載されているものとする。
- (1) 保証会社が、養育費支払義務者が養育費受取権利者に支払うべき養育費を養育費受取権利者に対して保証していること。
  - (2) 保証期間が1年以上であること。
- 6 第2項第2号エに規定する取決め文書と第2項第2号オに規定する契約書は、次に掲げる事項において、同じ内容が記載されているものとする。
- (1) 養育費権利者
  - (2) 養育費支払義務者
  - (3) 養育費対象子  
(支給決定等)

第5条 町長は、前条による支給の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めて支給を決定したときは、島本町養育費の履行確保等支援事業支給決定通知書（様式第2号）により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により審査した結果、支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、島本町養育費の履行確保等支援事業不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により支給を決定したときは、申請書に記載された口座に決定した金額を振込み支給するものとする。

（支給決定の取消し）

第6条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき又は養育費保証契約を保証期間中に解約されたとき（養育費受取権利者の責によらない場合を除く。）は、前条の規定による支給決定額の全部又は一部を取消し、又は支給決定額を返還させることができる。

2 町長は、前項の規定により支給の決定を取消したときは、島本町養育費の履行確保等支援事業支給決定取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。また、公正証書等又は養育費保証契

約については、施行日以降に作成又は締結したものについて適用する。

島本町養育費の履行確保等支援事業支給申請書兼請求書

島本町長 様

(申請者) 氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 番 号 \_\_\_\_\_

島本町養育費の履行確保等支援事業実施要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、審査に必要な事項について、公簿等による閲覧並びに、関係機関への調査及び照会を行うことに同意します。また、前住所地等での補助金等の受給状況等、照会に当たり申請者が同意している旨を各関係機関に伝えることを承諾します。

1 対象事業

- 養育費に係る公正証書等作成費用支援事業
- 養育費に係る保証契約における保証料支援事業

2 申請額

支 給 申 請 額	金					円
(うち養育費に係る公正証書等作成費用支援事業)	(金					円)
(うち運養育費に係る保証契約における保証料支援事業)	(金					円)

3 添付資料（公簿等によって確認することができる場合は省略可能）

- 申請者及び養育費の取決めの対象と児童の戸籍謄本・抄本
- 世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し（該当する場合のみ）
- 対象経費の領収書・レシート等の写し
- 養育費の取決めに係る債務名義を有していることが確認できる文書の写し
- 保証会社と締結した養育費保障契約書の写し
- その他、町長が必要と認めるもの

4 振込先

振込先 金融機関	銀行・信用金庫	預 金 種 別	普通 ・ 当座
	農協 ・ 組合	口 座 番 号	
	支店	口 座 名 義	(フリガナ)

様式第2号（第5条関係）

島本町養育費の履行確保等支援事業支給決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった島本町養育費の履行確保等支援事業について、下記のとおり支給することに決定しましたので、島本町養育費の履行確保等支援事業実施要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

支給決定額 \_\_\_\_\_ 円

（うち養育費に係る公正証書等作成費用支援事業 円）

（うち養育費に係る保証契約における保証料支援事業 円）

様式第3号（第5条関係）

島本町養育費の履行確保等支援事業不支給決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者 様

島本町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった島本町養育費の履行確保等支援事業について、下記の理由により不支給と決定しましたので、島本町養育費の履行確保等支援事業実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

<不支給の理由>

様式第4号（第6条関係）

島本町養育費の履行確保等支援事業支給決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

島本町長 ⑩

年 月 日付け第 号で支給決定を通知した島本町養育費の履行確保等支援事業について、下記の理由により支給決定を取消すことに決定しましたので、島本町養育費の履行確保等支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

取消の理由：

取消金額 \_\_\_\_\_ 円

（うち養育費に係る公正証書等作成費用支援事業 円）

（うち養育費に係る保証契約における保証料支援事業 円）